

2010年(平成22年)2月2日 火曜日

Q 建設業をしていますが、工事代金を支払ってくれない施工者がいます。原材料の売却もしていますが、代金を支払ってくれない業者もあります。それぞれ請求書を毎月送っていますが、時効にはなりませんか。

## 工事代金の時効は?

訴訟手続きなどで中斷

す。単なる支払い請求もった場合にも承認は催告と呼ばれ、6ヶ月以内に裁判所が関与する手続きによる請求を行わなければ、時効の中止の効力は生じません。お尋ねのように請求書を毎月送っているだけでは請求をしたといえず、時効の中止にはなりません。

③の承認は、債務者が債務を認めることで、簡便な時効中断事由です。残高確認書などに署名してもらいたい、債務を認めてもらえばよいのです。また、債務の一部を支払って

なお、時効期間が経過してしまったとしても、直ちにあきらめてしまうのは早計です。時効期間経過後であっても債務者が債務を承認した場合には、債務者は時効を主張することができなくなるときがでいるからです（最高裁判所 1966年4月20日判決）。

（弁護士 松田健太郎）